

社会福祉法人制度改革に伴う地域協議会の設置について

平成29年4月の社会福祉法人制度改革により、財務規律の強化（内部留保の明確化、社会福祉事業等への計画的な再投資）が義務付けられ、社会福祉充実残額を保有する社会福祉法人は社会福祉充実計画（以下「計画」という。）を策定し、社会福祉事業、公益事業及び地域公益事業の全部又は何れかを実施することとなりました。

このうち、地域公益事業を行う計画を作成する場合には、地域の福祉ニーズが適切に反映されるよう、社会福祉法人は予め住民その他の関係者からの意見聴取が必要となります。その意見聴取の場として、自治体は平成30年度中に地域協議会を設置することが必要となりました。

このたび、地域協議会の設置及び運営について、以下のとおり決定しましたので報告します。

1 地域協議会の運営主体

社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会（会長：小林 義明）
杉並区天沼三丁目19番16号 ウェルファーム杉並

2 社会福祉法人杉並区社会福祉協議会（以下「杉並社協」という。）を運営主体とした理由

- (1) 厚生労働省からの通知（以下「国通知」という。）において、地域協議会は可能な限り既存の会議体を活用するものとされており、かつ社会福祉協議会における会議体が想定されている。
- (2) 杉並社協は、区内の社会福祉法人が地域公益事業を実施するための環境整備のけん引役を担っている。また、国通知で示されている地域協議会の構成員を網羅する既存の会議体（地域福祉活動費助成審査会）を有しており、この会議体を活用することが可能である。

【参考】地域協議会の構成員（国通知による）

- ①学識有識者
- ②保健医療福祉サービス事業者
- ③民生委員・児童委員
- ④自治会等地域住民の代表者
- ⑤ボランティア団体
- ⑥社会福祉協議会
- ⑦福祉行政職員

3 スケジュール（予定）

平成30年11月1日 社会福祉協議会と覚書締結
31年（2019年）5月下旬 地域協議会運営開始

※参考

社会福祉充実残額：社会福祉法人が保有する財産で、事業継続に必要な財産を控除した上で、再投下可能な財産

地域公益事業：日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するもの